

令和6年度袋井市国際交流活動支援交付金の概要について

概要

◆趣旨

市民の多文化共生意識の醸成及び国際社会で活躍することができる人材の育成並びに地域の活性化を図ることを目的として、国際交流事業を行う団体等に対し交付金を交付する。

◆交付対象

国際交流団体が行う次の各号のいずれにも該当する国際交流事業に要する経費とする。

※「国際交流事業」とは、国際交流、多文化共生、国際協力、国際理解を推進することで相互理解を図る事業であること。

対象とする事業	対象としない経費
市民が主たる参加者となる事業	国際交流団体の運営に係る経費並びに構成員に対する人件費及び旅費
市民を対象に広く参加を募り、特定の個人又は団体を対象としない事業	特定の個人等に対する給付経費及びそれに類する経費
交付金の交付を受けようとする年度の2月末日までに完了する事業	不動産及びその従物の取得に要する経費
営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としない事業	施設等の建設又は整備に要する経費
国、地方公共団体又はそれらの関係団体から補助金等の交付を受けていない事業	取得価格又は評価額が10万円以上の物品の取得に要する経費

◆交付金の額

1事業につき5万円を上限額

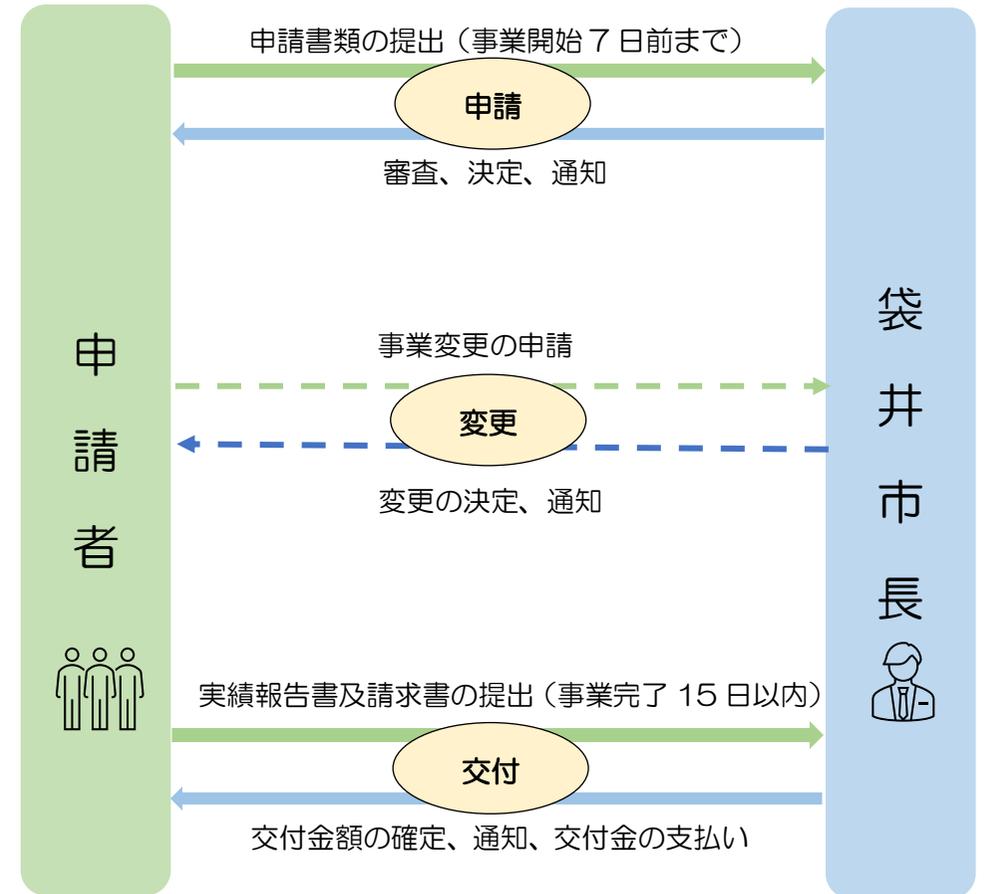
※回数の上限を設けていない。別事業であれば、同一団体の複数申請可。

※上限額、交付対象経費の実支出額、事業の実質持ち出し額のいずれか少ない額を交付額とする。

◆交付率

必要経費の10分の10

交付の流れ



◆申請書類

◎国際交流活動支援交付金交付申請書

◎国際交流活動支援交付金申請団体概要書

※その他必要と認める書類を提出する場合がある。